録音利用申込書

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

別紙録音利用明細書に記載した、貴協会が管理する音楽著作物を右記の録音物に利用することについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ申込みます。

igg(お申込日igg| igg| igg| 2 igg| igg

\bigcap	(フリガナ)	ミエケンクワナシハガヤ	サキ		
	ご住所	〒			
お	(フリガナ)	ミエケンリツクワンカオウギョウコウ	フトウガッコウ		
申	法 人 名 (団体名)	個人でお申込みの方はご記入不要です。 三重県立桑名工業高等学校			
"	(フリガナ)	カトウ ヒロヤ			(印)
込	代表者名(個人名)	加藤博也 法人の場合は代表取締役印をご捺印くださ	5 U\.		
	T E L	(0594) 31 - 5231	F A X	(0594) 32	- 0421
者	ご担当部署	電気系	ご担当者名	伊藤 清人	
	日中のご連絡先 (上記と異なる場合)	TEL () –	携帯電話	舌()	_
	E-mail	k-ito@kuwatech.edjp			

個人情報の利用目的については、利用許諾条項第14条に記載しています。

種目	1. オーディオディスク	2. オーディオテープ	3. オルゴール	
録 音 物 の種類・種別	A.シングルレコード J.MD C.LPレコード K.CD-ROM D.CD(CD-R) Y.CD-ROMG E.CDGカラオケ 6.DVDオーディオ F.CDシングル8cm 8.CD EXTRA その他()	N. カセット T. F D O. カートリッジ U. H D への蓄積 P. オープンリール Z. F D G R. I C 5. フラッシュメモリー S. R O M その他(PICマイコン 12F675)	オルゴール 特殊オルゴール カリヨン	
タ イト ル (製品名)	PIC 電子オルゴー	ール 1		
製品番号		製 造 数 100 個 ※サンプル盤もご	申請が必要です	
定価		発売または 頒布年月日 20 11 年 10 ※追加申請の場合は、追加	0 月 31日 製造分の発売(頒布)日	
上記定価の 税 区 分	G. 税込み N. 税抜き	頒 布 方 法 2. その他(販・通信販売))	
録音物に添付する 出版物の有無	1. 歌詞カード 3. 無 (2.)その他 (組立・取扱説明書)	頒 布 地 1.国 内 2.国 外(^{体験入4}	学等で製作・無料)	
※録音物に歌詞カードや楽譜を添付される場合には、録音のご申請と合わせて出版のご申請をお願いいたします。				
プレス・製造 1. 協定プレス事業者 プレス事業者名 2. 国内プレス事業者(1を除く) (
※協定プレス事業者で録音物を製造する場合でJASRACが認めたときには、利用許諾条項第9条に定める証憑書類等の提出を省くことができます。				
備考	学校職員または製作者が音楽デ 演奏実施	「ータをPICマイコンに書き込み、プロク	ブラムで	

ご注意 ① 市販されているCD、テープ等、第三者が製作した音源を利用する場合は、当協会への あ申込み前に別途音源の製作者の許諾が必要となります。

② 作詞家・作曲家がレコード会社と契約を締結している専属楽曲をご利用になる場合は、 お申込者の責任において、当協会へのお申込み前に当該専属会社の許諾を得てください。

③ 協定プレス事業者(当協会と協定を締結しているプレス事業者)は、当協会ホームページでご確認ください。

録音利用許諾書

当協会は上記お申込者が上記利用申込書に記載された内容にしたがい当協会が管理する音楽著作物を録音利用することにつき、当協会の定める「利用許諾条項」を遵守することを条件に許諾します。

なお、各製品ごとの録音許諾番号は、別紙の録音許諾番号交付票の記載のとおりです。

 20
 年
 月
 日

 交付票番号 第
 号

一般社団法人 日本音楽著作権協会 録 音 出 版 部

〒151-8540

東京都渋谷区上原3丁目6番12号

TEL 03-3481-2121(代 表) 03-3481-2169(部署直通)

FAX 03-3481-2169(部署自選)

(5502012. 2010. 10)

申込書類の記入例

無償で頒布するサンプルも手続きが必要となります。

録音利用申込書

該当するものを ○でかこむ。

お申込みになる製品の種類が複数 にわたる場合は、他何件とご記入 ください。アルバムタイトル、製 品番号がない場合は、録音物の内 容をご記入ください。

録音利用申込

JASRAC

一般社団法人 日本音楽著作権協会 御中

別紙録音利用明細書に記載した、貴協会が管理する音楽著作物を右記の録音物に利用するこ とについて、貴協会の定める「利用許諾条項」の履行を承諾のうえ申込みます。

ご捺印ください。 (法人の場合は 代表取締役印)

お申込日 20/0年/0月 /日 ※太線の枠内のみご記入ください。

$\overline{}$	7911#i±\	متاحد الملاعب والمستعدد الملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب والملاعب		
	(プリガナ)	トウキット シブヤク ウェルウ 〒151-8540		
	東京都設谷区上原3-6-12代本ビル			
あ	(フリガナ)			
 	法 人 名(団体名)	個人でお申込みの方はご記入不要です。 株式会社 ジャスラック		
ľ	(フリガナ)	オンガク タロウ 印		
込	代表者名 (個人名)	代表取締役 音樂 太郎 法人の場合は代表取締役のをご締めください。		
	T E L	(03)3481-2169 FAX(03)3481-2121		
者	ご担当部署	製作部 ご担当者 代々木花子		
	日中のご連絡先 (上記と異なる場合)	TEL() - 携帯電話(<i>090</i>) <i>9999 - 9999</i>		
	E-mail	0900@6000.co.jp		

個人情報の利用目的については、利用許諾条項第14条に記載しています。

隹 1. オーディオディンク 2. オーディオテープ 3. オルゴール A.シングルレコード J.MD N. カセット オルゴール T. FD 録音物のCLPレコード K.OD-ROM DCD(CD-R) Y.CD-ROMG O.カートリッジ U.HDへの蓄積 特殊オルゴール P. オープンリール Z. F D G カリヨン E. CDGカラオケ 6. DVDオーディオ R. I C F. CDシングル8m 8. CD EXTRA S. R O N 5. フラッシュメモリー S. ROM その他(その他(タイトルグスト・セレクション 1.030 製品番号 ♥ ABC ~ 100 数 製造 ※サンプル盤もご申請が必要です 発売または 定 1,200 円 2010年11月1日 侕 頒布年月日 ※追加申請の場合は、追加製造分の発売(頒布)日 市販用(一般市販・通信販売) 上記定価の G 税込み № N. 税抜き 頒 布 方 法 区分 2. その他(録音物に添付する ①歌詞カード 3.無 ①国 内 地 頒 布 出版物の有無 2 その他(2. 国 外(※録音物に歌詞カードや楽譜を添付される場合には、録音のご申請と合わせて出版のご申請をお願いいをします。 プレス事業者 2. 国内プレス事業者(1を除<) プレス事業者名 OXA 棋式会社 場 3. 海外プレス事業者 4. その他 ※プレス事業者名を必ずご記入ください ※協定プレス事業者で録音物を製造する場合でJASRACが認めたときには、利用許諾条項第9条に定める証憑書類等の提出を省くことができます。 市販されているCD、テープ等、第三者が製作した音源を利用する場合は、当協会への お申込み前に別途音源の解析者の許諾が必要となります。 作詞家・作曲家がレート〜会社と契約を締結している専属楽曲をご利用になる場合は、 お申込者の責任において、当協会へのお申込み前に当該専属会社の許諾を得てください。 協定プレス事業者(当協会と協定を締結しているプレス事業者)は、当協会ホームページでご確認ください。

2 0 缶 諾 交付票番号 第

お申込みになる製品の種類が 複数にわたり、定価が異なる 場合は「別表参照」と記入し てください。定価がない場合 は「0」または「なし」とご 記入ください。

定価に消費税が含まれ ている場合は「G」を、 含まれていない場合は 「N」をOでかこんで

ください。

該当するものを○ でかこみ、録音物 のプレス事業者名 をご記入ください。 該当するものを○で かこむ。「その他」の 場合は、()内に その内容をご記入く ださい。

該当するものを○でか こむ。「その他」の場合 は、()内にその方 法をご記入ください。

 \Box

믕

お申込みになる製 品の種類が複数に わたる場合は、総 合計をご記入くだ さい。

発売頒布しない場 合は、使用開始す る年月日をご記入 ください。 お申込みになる製 品の種類が複数に わたり、頒布年月 日が異なる場合は、 2000年0月0日 他とご記入くださ U10

頒布地が「国外」 の場合は、()内 にその国名をご記 入ください。

利用許諾条項(録音)

(利用許諾)

- 第1条 一般社団法人日本音楽著作権協会(以下「協会」という。)は、録音物を製作し、輸入し又は頒布する者で、協会の定める録音利用申込書(以下「申込書」という。)を協会に提出した者(以下「申込者」という。)に対し、協会が管理する音楽著作物(以下「管理著作物」という。)を、申込書記載の範囲内において録音利用すること、及び本利用許諾に基づき製作する録音物(以下「許諾録音物」という。)を譲渡することを許諾します。この場合、協会は、申込者に対し、録音利用許諾書を交付します。
 - 2 前項において協会が許諾した管理著作物は、協会が申込者に交付する管理著作物使用料請求明細書の権利確認表示欄に「JASRAC」と表示されたものに限定されます。
 - 3 レコード会社の録音専属著作物を録音利用するときは、申込者の責任において、当該レコード会社の利用許諾を得るものとします。また、第三者が製作した音源を録音利用するときは、申込者の責任において、当該音源製作者の利用許諾を得るものとします。
 - 4 本利用許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡を一切含みません。
 - 5 申込者は、本利用許諾に基づき管理著作物を録音利用する権利を他人に貸与又は譲渡することはできません。
 - 6 申込者は、許諾録音物を輸出する場合において、輸出先国の法令に基づきあらためて権利処理を必要とするときは、当該輸出先国の法令に従うものとします。
 - 7 申込者が申込書の記載内容を変更するときは、申込者は、協会に対し、直ちに書面をもって 通知し、協会の承認を得るものとします。

(保証金)

- 第2条 協会は、申込者が次のいずれかに該当するときは、保証金の納付を前条第1項の利用許諾の 条件とするものとします。
 - (1) 協会が請求した著作物使用料の支払遅滞その他の利用許諾条項違反があったとき
 - (2) 管理著作物の無許諾利用があったとき
 - (3) その他利用許諾条項の確実な履行を担保するために協会が必要と判断したとき
- 2 前項の保証金の額及び取扱いは、協会が別に定める「保証金取扱基準」によるものとします。 (著作物使用料)
- 第3条 申込者が本利用許諾に基づき協会に支払う著作物使用料は、協会の使用料規程に基づき算定した額とします。
 - 2 申込者は、協会に対し、前項の著作物使用料を、請求書記載の発行日から30日以内に協会事務所に持参又は送金して支払うものとし、その支払費用は申込者の負担とします。
 - 3 協会は、利用許諾条項の確実な履行を担保するため必要と判断したときは、申込者に対し、申込書の記載内容に基づき協会が算定した概算使用料(以下「前受使用料」という。)を申込書の提出と同時に協会に支払うことを、第1条第1項の利用許諾の条件とするものとします。この場合において、協会は前条第1項の保証金の納付を免除することができるものとします。
 - 4 協会は、前項の前受使用料を第1項の著作物使用料に充当するものとします。この場合において、過払額が生じたときは、協会は、申込者に対し、利息を付さずに当該過払額を返還するものとします。また、不足額が生じたときは、申込者は、協会に対し、当該不足額をその請求書記載の発行日より30日以内に協会事務所に持参又は送金して支払うものとします。
 - 5 第2項における請求書の発行の時に管理著作物でなかった著作物が当該請求書を発行した後に管理著作物となった場合において、申込者が当該著作物の著作権者等の利用許諾を得ておらず、かつ、当該著作物の著作権者等が協会に当該著作物の録音利用に係る権利処理を委任したときは、協会は、申込者に対し、当該著作物の録音利用に係る使用料を遡って請求できるものとします。

(連帯保証人)

- 第4条 本利用許諾条項の履行を担保するために、協会が必要と認めたときは、申込者は、協会に対し、申込書の提出時に連帯保証人を書面により届け出るものとします。
 - 2 連帯保証人は、本利用許諾に基づく申込者の債務を保証し、申込者と連帯してその責を負うものとします。
 - 3 申込者が協会に対する支払債務の履行を遅滞し、協会より請求を受けたときは、連帯保証人は、協会に対し、当該債務を直ちに支払うものとします。

(許諾番号等)

- 第5条 申込者は、許諾録音物に次に掲げる事項を表示するものとします。
 - (1) 協会の録音利用許諾の証として、協会の指定する個所に 🐠 マーク及び許諾番号
 - (2) 協会の指定する個所に申込者の名称
 - ③) 利用著作物の題名、著作者名

(プレス事業者)

- 第6条 申込者が録音物製造業者(以下「プレス事業者」という。)に許諾録音物を製造させるときは、申込者は、協会に対し、当該プレス事業者の名称を報告するものとします。
 - 2 申込者が前項のプレス事業者を変更するときは、申込者は、協会に対し、変更後のプレス事業者の名称を書面により事前に届け出るものとします。
 - 3 申込者は、プレス事業者に許諾録音物の製造を発注する際に、プレス事業者に対し、第1条 第1項に基づき協会が交付した録音利用許諾書その他関係書類を提示又はそれらの写しを提出 して、製品番号、許諾番号、許諾日、製造数その他必要事項を通知するものとします。
 - 4 申込者は、協会がプレス事業者に許諾録音物の製造年月日、製造数、その他製造に関する情

報(以下「製造情報」という。)を調査確認すること、及びプレス事業者が協会に製造情報を 提供することについて了承するものとします。

(著作者人格権)

第7条 申込者は、本利用許諾に基づく管理著作物の利用にあたり、著作者の意に反する当該管理著作物及び題号の変更、切除その他の改変を行い、又は当該著作者の名誉若しくは声望を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとします。

(許諾録音物の提出)

第8条 申込者は、協会が管理著作物の録音利用内容等を確認するために許諾録音物の提出を求めた ときは、速やかにこれを協会に提出するものとします。

(証憑書類等の提出)

第9条 申込者が製作し、輸入し又は頒布するすべての録音物等について、協会が管理著作物の録音 利用等の有無及び録音利用等された管理著作物の権利処理の内容を調査確認するため、発注数、 製造数又は納品受領数を証する証憑書類及びこれらの関係帳票類(以下「証憑書類等」という。) の提示又はその写しの提出(以下「提出等」という。)を求めたときは、申込者は直ちにこれ に応じるものとします。なお、プレス事業者から協会に証憑書類等の提出等があり、協会がこ れを認めたときは、協会は申込者からの証憑書類等の提出等を省くことができるものとします。

(監査)

- 第10条 協会の職員又は協会の指定する者が、申込者による管理著作物の録音利用等に関する申込状 況を調査確認するため、証憑書類等の閲覧を求めたときは、申込者はこれに同意し、かつ、調 査確認に積極的に協力するものとします。
 - 2 協会は、本利用許諾に基づき申込者等から開示を受けた情報を秘密として扱い、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

(違約金等)

- 第11条 申込者が本利用許諾条項に違反したときは、協会は、申込者に対し、著作物使用料のほかに 当該使用料の20/100の額を違約金として請求できるものとします。
 - 2 申込者の利用許諾条項違反により第三者に損害が生じたときは、申込者がその責任を負うものとします。

(利用申込の取消)

第12条 製作の中止その他の理由による利用申込の取消は、取消事由の発生後、申込者が直ちにその 理由を付した書面をもって協会に申し入れ、協会がこれを承認したときに限り認められるもの とします。

(利用許諾の取消)

- 第13条 協会は、申込者が本利用許諾条項に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、申込者に対し、催告することなく直ちに書面により利用許諾を取り消すことができるものとします。
 - 2 協会の申込者に対する著作物使用料の請求時点において、申込者が録音利用した著作物が管理著作物でなかったときは、協会は当該著作物に係る利用許諾を取り消すものとします。

(個人情報の利用目的)

- 第14条 協会は、協会が取得した申込者の個人情報を、次の(1)、(2)のために必要な範囲でのみ利用するものとします。
 - (1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・ 私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
 - (2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び抗労

ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供する場合があります。

(台恵官轄

第15条 本利用許諾に関する紛争については、協会本部の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所 とします。

保証金取扱基準

(保証金の額)

第1条 利用許諾条項第2条第1項に基づく保証金(以下「保証金」という。)の額は、利用申込の日から起算して過去1年間に協会が当該申込者に対して請求した著作物使用料の総額(以下「年間請求実績」という。)の範囲内で定めるものとします。ただし、年間請求実績が利用許諾条項第3条第3項の前受使用料の額に満たないとき、又は年間請求実績がないときは、当該前受使用料の額をもって保証金の額とします。

(保証金の返還)

第2条 協会は、著作物使用料の支払その他利用許諾条項の確実な履行が確保されると判断したときは、申込者に対し、協会が交付した受取証と引き替えに保証金を返還するものとします。ただし、返還の際、利息を付さないものとします。

(保証金の充当)

- 第3条 申込者が著作物使用料の支払遅滞その他利用許諾条項に違反したときは、協会は、あらかじ め申込者に通知することなく、保証金を申込者の支払債務に充当することができるものとします。
 - 2 前項により保証金が申込者の支払債務に充当されたときは、申込者は協会の請求後10日以内に充当による保証金の不足額を補填するものとします。

(5502012. 2010. 10)